

基本目標

県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

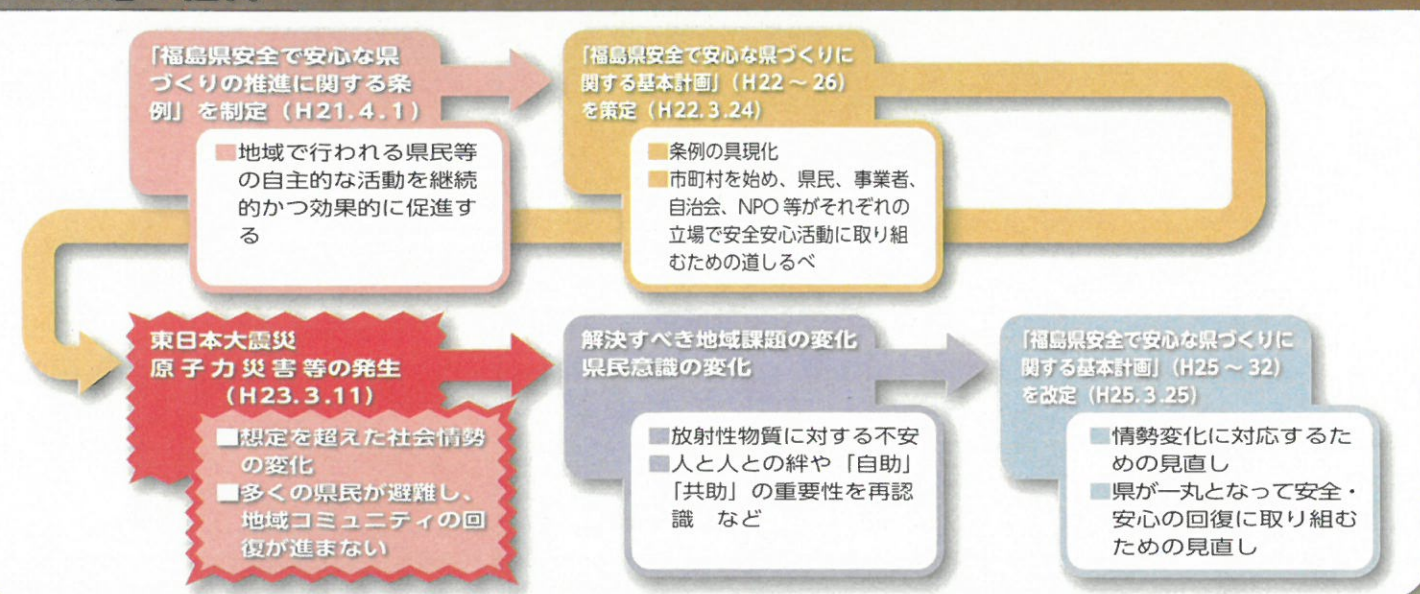
福島県が、安全で安心して暮らせる地域であることは、県民共通の願いです。

そのためには、

- わたしたち一人一人が「自らの安全は自ら守る（自助）」、「地域の安全は地域で守る（共助）」意識を持つことが大切です。
- 県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等が、地域で連携し、協力して取り組むことが重要です。

〔福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例〕（平成21年4月施行）より

<改定の経緯>



基本的視点

【安全で安心な県づくりの基本理念】

- ◆ 県民参画の推進

地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を目指し、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下での自主的な活動を促進します。
- ◆ 各主体相互の連携・協力の推進

地域で活動する様々な活動主体や県、市町村などが、それぞれ適切な役割分担の下に情報を共有し、相互理解、連携を図りながら協力できるネットワークの形成を推進します。
- ◆ 対話型議論（リスクコミュニケーション）の推進

県民が安心を実感できる地域社会を実現するため、県や市町村、県民等が、相互に情報交換し、対等かつ丁寧な議論を行い、相互の信頼関係を築くリスクコミュニケーションを推進します。
- ◆ 県民の基本的人権の尊重

個人の自由やプライバシーなど県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害することのないよう十分に合意形成を図りながら、安全で安心な県づくりを推進します。

【計画推進の基本姿勢】

東日本大震災・原子力災害等により本県が抱える非常に重い状況を踏まえ、着実に安全・安心の回復を進めると強い意思を持ち、県が一丸となって計画推進に取り組みます。

安全で安心な県づくりに関する 10の視点と基本的施策

資料3

地域課題の解決に向けた県民等の自主的活動を促進するため、県は活動を支える環境整備を着実に進めます。

1 防災の推進

- 国、市町村、関係機関の連携の強化（※広域避難の支援など）
- 消防防災活動の充実（※防災リーダーの育成など）
- 防災意識の向上のための教育（※震災教訓の継承など）
- 防災訓練の実施
- 災害時要援護者及び被災者に対する支援



6 医療に関する県民参画等の推進

- 疾病に対する正しい知識の普及啓発
- 献血等医療提供に関する県民参加の促進
- 市町村及び医療関係団体との連携の強化
- ※東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理（※放射線の影響に対する健康管理、※被災者の心のケアなど）

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

- 原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結（※廃炉に関する安全監視組織の設置など）
- 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供

3 防犯の推進

- 防犯に関する周知啓発
- 防犯ボランティア団体等への支援（※被災者等による自主防犯組織への支援など）
- 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備
- 犯罪防止に配慮した環境設計の普及



7 食品の安全確保の推進

- 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化
- 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進
- 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化
- ※食品中の放射性物質対策への取組（※安全な食品の生産に向けた放射性物質対策など）

8 生活環境の保全

- 環境の状況の監視及び調査
- 生活環境の保全に関する周知啓発
- リスクコミュニケーションの推進
- 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策
- ※放射性物質による環境汚染からの回復の推進（※環境放射線モニタリングの実施、※除染の推進など）

4 虐待等対策の推進

- 虐待防止のための周知啓発
- 虐待等の防止体制の整備
- 虐待等の被害者又はその家族等への支援



9 消費者の安全確保の推進

- 自立した消費者の育成
- 消費者被害の救済
- 事業者及び事業者団体への監視及び指導



5 交通安全の推進

- 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備
- 交通安全に関する教育及び広報啓発（※避難者に対する交通安全対策の推進など）



10 犯罪被害者等支援の推進

- 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進
- 市町村その他の関係機関等との連携による支援
- 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発